

平成24年5月14日

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」  
第7条第1項に規定する説明書類の修正について

京葉銀行（頭取 小島信夫）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」といいます）の第7条第1項に規定する説明書類を開示しておりますが、平成23年9月末、12月末の開示書類の一部を修正いたしましたのでお知らせします。

【中小企業金融円滑化法第7条1項に規定する説明書類の概要】

（5. 貸付け条件の変更等の実施状況（中小企業者向け））

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
（修正後）

（単位：百万円）

	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	372,582	425,211
うち、実行に係る貸付債権の額	358,547	398,456
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1,891	2,614
うち、審査中の貸付債権の額	3,430	14,908
うち、取下げに係る貸付債権の額	8,712	9,231
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけて いた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	93,856	105,182
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけて いた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	1,098	1,445

（参考：修正前）  
（単位：百万円）

	平成23年 9月末	平成23年 12月末
	<u>372,557</u>	<u>425,186</u>
	<u>358,522</u>	<u>398,431</u>
	1,891	2,614
	3,430	14,908
	8,712	9,231
	93,856	105,182
	1,098	1,445

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
（修正後）

（単位：件）

	平成23年 9月末	平成23年 12月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	13,029	14,896
うち、実行に係る貸付債権の数	12,232	13,823
うち、謝絶に係る貸付債権の数	146	177
うち、審査中の貸付債権の数	171	368
うち、取下げに係る貸付債権の数	480	528
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけて いた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	7,709	8,728
うち、信用保証協会等による債務の保証をうけて いた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	108	126

（参考：修正前）  
（単位：件）

	平成23年 9月末	平成23年 12月末
	<u>13,028</u>	<u>14,895</u>
	<u>12,231</u>	<u>13,822</u>
	146	177
	171	368
	480	528
	7,709	8,728
	108	126

※下線が修正部分です。  
なお、当行ホームページ上の平成24年5月14日公表資料につきましては、修正を反映させた数値を掲載しています。